

飯綱町職員の懲戒処分について

令和6年2月 22 日

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、飯綱町職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

1 処分対象者及び処分内容

- (1)職 名 保育士
- (2)年 齢 38 歳
- (3)処分内容 戒告

2 処分年月日

令和6年2月 22 日

3 処分理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び飯綱町職員の交通事故防止等に関する要綱第7条に基づく処分

4 事案の概要

令和5年5月 27 日(土)午前6時5分頃、保育園の園庭作業(草刈)を行うため通勤中、被処分者が運転する自家用車と高校生が運転する自転車が交差点において出合い頭に衝突した。

被処分者は交差点手前で徐行し、安全を確認しながら進行すべき運転上の注意義務を怠り、漫然と(速度約 50 km) 走行したことにより、急制動及び回避の措置を講じたが間に合わず、高校生が運転する自転車もろとも路上に転倒させて同人の頭部等に傷害を負わせた。

このことにより、道路交通法に基づく徐行場所及び重傷事故に係る違反(行政処分)並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による過失運転致傷の刑事処分を受けた。

5 再発防止策

再びこのような事案を起こすことのないよう職員の交通事故防止等について徹底して参ります。

飯綱町教育委員会